ロ　別表第二区分番号C001―5に掲げる在宅患者訪問口腔（くう）リハビリテーション指導管理料		
九　次に掲げる点数が算定されるべき療養	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。	
イ　別表第二区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料		
ロ　別表第二区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料		
十　次に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあっては、この限りでない。	
イ　別表第三区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料		
ロ　別表第三区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指導料		
ハ　別表第三区分番号13の3に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料		
十一　別表第三区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。	
十二　次に掲げる点数が算定されるべき療養	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。	
イ　別表第三区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料		
ロ　別表第三区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		
ハ　別表第三区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料		
十三　別表第三区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。	

別表第二備考中第一号から第十九号までを次のように改める。

一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。

四　この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。

五　この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の5に規定する居宅療養管理指導費をいう。

六　この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の5に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七　この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

八　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

九　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

十　この表において「小規模多機能型居宅介護」とは、法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

十一　この表において「複合型サービス」とは、法第八条第二十二項に規定する複合型サービスをいう。

十二　この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。

十三　この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十四　この表において「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。

十五　この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

十六　この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表の1の注10に規定するターミナルケア加算及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の8のチに規定するターミナルケア加算をいう。

十七　この表において「看取り加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の10のニに規定する看取り介護加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の注5、別表の6の注6及び別表の7のワに規定する看取り介護加算並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の1のルに規定する看取り介護加算をいう。

十八　この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注10に規定する特別管理加算をいう。